

## 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会設置要綱

### (設置)

第1条 令和4年度に静岡県議会に設置された逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会（以下「特別委員会」という。）の提言を受け、逢初川土石流災害に係る県の行政対応について、県として改めて検証を行うため、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会（以下「庁内検証委員会」という。）を設置する。

### (基本姿勢)

第2条 庁内検証委員会においては、特別委員会からの提言を踏まえ、事実関係を明らかにし、当時の行政対応を検証するとともに、再発防止に向けて、県として何かできることはなかったのかとの観点で検証を行うものとする。

2 庁内検証委員会の検証結果については、検証の過程も含めて公表するものとする。

### (検証の対象)

第3条 庁内検証委員会では、特別委員会の提言により提起された「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会（令和3年12月設置）」で取り扱われていない論点について、公文書等から整理した事実関係等を基に検証を行うものとする。

### (組織)

第4条 庁内検証委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、経営管理部総務局長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見等を聴くことができる。

### (会議)

第5条 庁内検証委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 庁内検証委員会は、原則非公開とする。

3 庁内検証委員会においては、議事録を作成する。

### (庶務)

第6条 庁内検証委員会の庶務については、経営管理部総務局において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

## 別表（第3条関係）

部 局 名	職 名
経 営 管 理 部	総務局長
〃	総務局参事
くらし・環境部	廃棄物リサイクル課長
〃	盛土対策課長
経 済 産 業 部	森林保全課長
交 通 基 盤 部	砂防課長
〃	土地対策課長